

暦年贈与（暦年課税制度）

1. 暦年贈与（暦年課税制度）とは

その年の1月1日から12月31日までの期間（暦年）に贈与を受けた財産の合計金額が110万円（基礎控除額）以下なら贈与税の申告が不要な制度です。しかし、110万円を超える贈与を受けた場合には、財産を受け取った人が贈与のあった年の翌年2月1日から3月15日までの期間に贈与税の申告と納税をする必要があります。その際、110万円を超える部分について贈与税が課税されます。

なお、相続時精算課税制度を選択適用している場合には暦年課税制度は利用できません。

2. 贈与税率（暦年贈与）

平成27年以降の贈与税の税率は『特例贈与財産』と『一般贈与財産』に区分されました。

【特例贈与財産用】（特例税率）

直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の直系卑属（子や孫など）への贈与税の計算に適用されます。

課税価格 (基礎控除後)	200万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	4,500万円 以下	4,500万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

※特別税率の適用を受ける場合の手続き

特別税率の適用を受ける場合で次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに財産を受け取った人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名・生年月日及びその人が財産を贈与した人の直系卑属（子や孫など）に該当することを証する書類を提出する必要があります。

- ①『特例贈与財産』のみの贈与を受けた場合で、受け取った財産額から110万円（基礎控除）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき
- ②『一般贈与財産』と『特例贈与財産』の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産額の合計から110万円（基礎控除）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき

【一般贈与財産用】（一般税率）

『特例贈与財産』に該当しない場合の贈与税の計算に適用されます。

課税価格 (基礎控除後)	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	3,000万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円